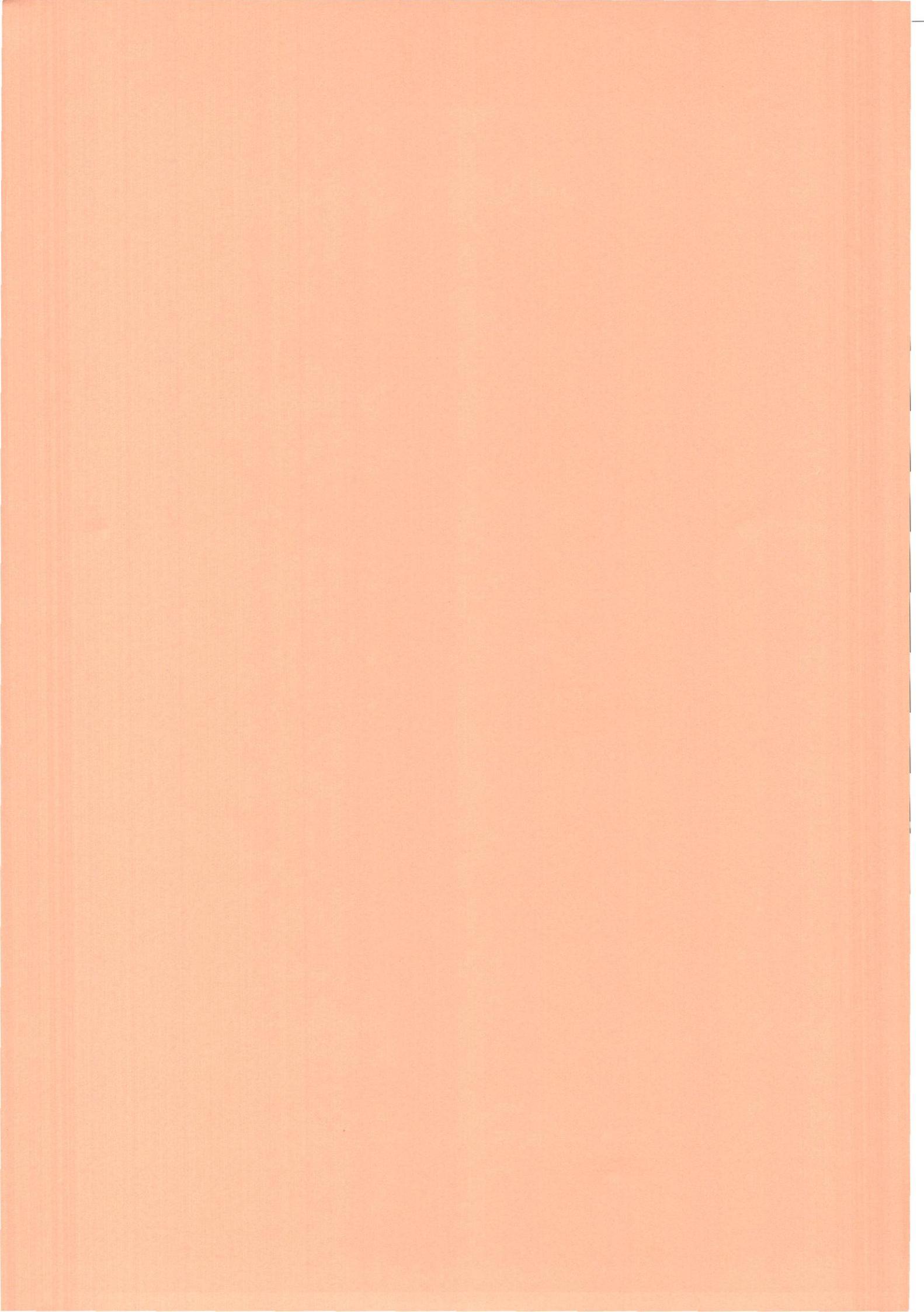


分科会報告



第1分科会

「福島原発事故の与えた自治体への影響と再生に向けての課題」



第1分科会 座長

双葉町 佐々木清一 議長

大熊町 鈴木 光一 議長

コーディネーター 小出 重幸 氏

第1分科会の報告をさせていただきます、福島県大熊町の鈴木でございます。よろしくお願ひいたします。

第1分科会では「福島原発事故の与えた自治体への影響と再生に向けての課題」をメインテーマに、日本科学技術ジャーナリスト会議会長の小出重幸様をコーディネーターにお迎えして、事故後5年8カ月が経過した、今も収束がつかず、多くの住民が避難を続けたままの状況を受けて意見交換を行いました。

それでは早速ではございますが、テーマごとに皆様方の御議論を報告いたします。

まず、「福島原発事故の収束への取り組み」についてでございます。このテーマは、大きくオンサイトにかかわる問題と、オフサイトに関する問題の2点に分けて議論されました。

事故後に発生した瓦れき撤去、除染が進み、格段に作業環境が改善されています。4号機、使用済燃料の搬出完了、敷地のフェーシング、凍土壁の運用開始、汚染水の浄化が進み、周辺環境への新たな影響は見られないなど、収束に向けた着実な進展が見られていますが、廃炉に向けた核心部分である1～3号機の溶け落ちた燃料の取り出しについては、工程としてはあるものの、現段階での技術的担保はなく、今後の技術開発に委ねる形となっております。

一方で、発電所の周辺地域では、放射線量は自然減衰によって低下はしてはいますが、依然、高線量区域があり、特に帰還困難区域については手つかずのまま、いまだ除染の見通しが立っていない状況であります。

さらにその周辺、居住制限区域及び避難指示解除準備区域においては、国の直轄除染区域として除染が進められていますが、国の定める基準である年間20ミリシーベルトを巡り、自治体や住民からは、違和感や不安感が大きいとの御意見もありました。

次に、「被災自治体の復興状態と問題点」についてでございます。

被災自治体からは、現在の避難状況とともに、町内の線量分布や各区域の説明、除染の状況や課題、比較的線量の低い地区に整備する復興拠点計画や、産業拠点と生活拠点の整備計画について説明がありました。

宮城県では、汚染された稲わらの処理について問題が発生しているなど、原発事故の影響は広く県外にも及んでいる旨の報告があり、汚染物質について国からは、8,000ベクレルを下回っているものについては焼却する旨の通知はされていますが、地元住民の受けとめに反しており、国が責任を持って自治体から意見を聞きながら、具体的な方針を明示すべきだとの意見もありました。

また、住民が納得できる賠償の形がとられておらず、強制的に帰還させられたと感じている住民

もなくなく、国、県は住民に寄り添った対応をしてほしいとの意見もありました。

避難時の状況について各自治体から質問があり、同時に、避難計画の策定に関し、国の積極的な関与を要望する声も上がりました。また、被災自治体からは、デジタル通信網が機能せず、情報が全く入らなかった経験を踏まえ、アナログ通信網を備えておく必要性が指摘されました。

避難が長引くにつれてコミュニティの維持が困難になることは大きな問題であります。即効的な解決策はなく、地道な取り組みを継続することが大切であります。また、コミュニティが分断されたことによる精神的な負担によって介護認定が多くなるなど、健康的な被害が増加しているについても報告がありました。

帰還困難区域の除染については、8月に国から出された方針をもとに実施していくことになりますが、除染済みの地域でも線量が高いエリアは存在しており、フォローアップ除染の実施について要望が上がりました。

故郷に帰還しても、若者や子供が戻って来なければ、将来的に町は消滅してしまいます。若者の雇用創出や、親が安心して子供を育てられる環境の整備が最重要であるとの御意見もありました。

最後のテーマは「被災者の生活再建と生業の再生」についてであります。

周辺自治体では避難指示の解除が進んでおり、復興事業が進められておりますが、住民の帰還はなかなか進んでいないのが現実であります。立地町については避難指示が解かれておりませんが、将来の帰還に向けて復興整備計画や産業創出計画が展開されております。

帰還するにせよ、避難先で生活再建するにせよ、住民が判断し、再生するための充分な情報と支援が提供されておらず、先の見通しも含めて、避難を強いられた住民は苦しんでいるとの報告がありました。

総じて、本事故の原因者は明確であるにもかかわらず、国はしっかりと責任をとり切れておらず、曖昧なまま今に至っております。国や東電はこの点を明確にした上で、地元の立場や気持ちを丁寧に酌み取りながら進めるべきであるとの意見がありました。

国や事業者は、地元自治体や住民の置かれている目線に立ち、真に行うべきことをやっていただきたい。我々はそれをしっかりと求めていかなければならないということでございました。

以上のほかにも活発な意見交換がなされ、非常に有意義な時間となりました。この分科会における報告が、一日も早い被災地の復興と、安全かつ迅速な事故の収束に向けた一助となることを期待するとともに、福島の事故を教訓に、他立地自治体での今後の取り組みに生かすことができれば幸いでございます。

第1分科会に御出席をいただき、活発な御意見をいただきました皆様方に厚く御礼を申し上げます。

以上で第1分科会の報告を終わります。ありがとうございました。

◆第1分科会◆

福島原発事故の与えた自治体への影響と再生に向けての課題



第2分科会

「原発の再稼働と原子力防災体制の確立、安全対策の諸課題」



第2分科会 座長

富岡町議会 塚野 芳美 議長

泊村議会 結城 智 議長

コーディネーター 山口 彰 氏

第2分科会の報告をさせていただきます、福島県富岡町議会議長の塚野であります。

どうぞよろしくお願ひいたします。

第2分科会では、「原発の再稼働と原子力防災体制の確立、安全対策の諸課題」をメインテーマに、3項目にわたり意見交換を行いました。

初めに、「新規制基準と防災計画の見直し・安全対策」につきましては、安全対策や防災計画は効果が上がること、実効的であることが大切である。そのためにも、効果的であることを確認する手段が必要である。再稼働、防災計画などは効率的に行われることが大切であるなどの発言がありました。

2つ目といたしまして、「広域避難計画策定に向けた自治体連携」であります。自治体の連携、例えば、受け入れ先との連携は有意義である。地域の特徴を踏まえた避難計画が効果を發揮する。そのためにも情報交換が有益である。国、県、地元が要望を共有できるように、国にもっとかかわってほしい。道路整備への期待が大きいなどの発言がありました。

3つ目といたしまして、「ヨウ素剤の服用や放射線教育」についてであります、自治体で配布状況に違いがあり、混乱が見られる。一方、国は制度として用意している。意思疎通ができるようにしてほしい。

放射線教育を体系的に、義務教育の段階から教えられる制度を確立すべきであるなどの発言がありました。

その他といたしまして、国策としてのエネルギー政策の中で、国の意思を強く示してほしい、この会で出された要望を国の政策に反映できるようにしてほしい、Good Practice(グッド プラクティス)を共有することも有意義であるなどの発言がありました。

以上で、第2分科会の報告とさせていただきます。

ありがとうございます。

の問題を抱えています。そこで、この問題を踏まえて、原発の再稼働と原子力防災体制の確立、安全対策の諸課題について、各分科会で討議する運びとなりました。

まず、第1分科会では、原発の再稼働と原子力防災体制の確立、安全対策の諸課題について、各分科会で討議する運びとなりました。

次に、第2分科会では、原発の再稼働と原子力防災体制の確立、安全対策の諸課題について、各分科会で討議する運びとなりました。

最後に、第3分科会では、原発の再稼働と原子力防災体制の確立、安全対策の諸課題について、各分科会で討議する運びとなりました。



第3分科会

「今後の原子力政策の方向性と次世代エネルギー政策の課題」



第3分科会 座長

東通村 丹内 俊範 議長

楢葉町 青木 基 議長

コーディネーター 松本真由美 氏

第3分科会の座長を務めさせていただきました、福島県楢葉町議会の青木と申します。

東通村議会の丹内議長さんとともに座長を務めさせていただきました。

代表して御報告をさせていただきます。

第3分科会では、「今後の原子力政策の方向性と次世代エネルギー政策の課題」をメインテーマに、松本真由美さんをコーディネーターとして、3項目にわたり意見交換を行いました。

それでは早速ではございますが、参加者の皆様方の御意見を項目ごとに御報告申し上げます。

1つ目の項目といたしまして、「エネルギー安全保障と原子力発電」についてであります。まず1点目は、日本は地震大国であり、福島の例のとおり、原子力発電は安全なエネルギーにはならない。

2点目は、多様なエネルギーを備えることが安全保障につながる。

3点目は、50年先を見据え、原子力災害が発生する可能性が少しでもあるならば、段階的に原子力はなくしていくべきである、などの発言があり、これに対しまして、大きく5つの意見が出されました。

1つには、資源が少ない日本では、原子力発電は必要である。そして、再生可能エネルギー等への移行により、徐々に減らしていくべきである。

2点目。再生可能エネルギーにより発電可能な地域では利用する。できない地域では、安全性を確保した上で原発を再稼働させればよい。

3点目。原子力発電所がある限り、共存していかなければならない。安全なものから段階的に再稼働させるべきである。

4点目。電力の安定供給の面から原子力は必要である。

5点目。原子力発電所が停止していることにより電気料金が上昇し、中小企業への負担が増加している。このため、経済性の面からも、再稼働について考える必要があるのではないかということありました。

次に、2つ目の項目といたしまして、「日本の原子力技術の保持と継承」についてであります。

大きく5点の意見が出されました。

まず1点目。停止している原子力発電所を維持していく技術も必要であるし、廃炉についての新しい技術も必要である。

2点目。原発には科学技術の粋が集まっている。技術を継承すべきである。

3点目。人を育てるべきである。ものづくり業界の人材不足は深刻で、福島第一原発の廃炉作業をしている人々は、自分たちがつくった原発だからという使命感があるからで、既に団塊の世代

が多い状況にある。

4点目。原発事故に対する余りにも批判的な報道により、原子力を担う若者が委縮したり、原子力を学ぼうとする人材が不足し、後継者不足になってしまうのではないか。

5つ目。高速増殖炉「もんじゅ」の撤退は、日本の科学の敗北である。

6点目。「もんじゅ」は将来的に必要で、フランスの技術、共同研究を進めてはどうか。などの発言や要望があり、これに対しまして、日本は原子力技術が高い国となっているが、被災した町としては、放射能が自然界に出てしまったらどうするのか。再稼働をするための技術ではなく、放射性物質を軽減する技術を高めるべきであるなどの発言や要望がございました。

続きまして、3つ目の項目としまして、「再生可能エネルギーの現状と課題」についてであります、大きく4点のお話がございました。

まず1点目。再生可能エネルギー、これは、地熱発電、太陽光発電を差しております。の安定的な供給が必要である。

2点目。エネルギーについては、地域において地産・地消を考える必要がある。

3点目。15年、20年先、太陽光パネル会社が継続していくのか、考える必要がある。

4点目。再生可能エネルギーの技術をしっかり解決していただく必要がある、などの発言があり、これに対し、大きく5点のお話がございました。

1つには、日本は停電しない国である。電気が必要な国である。

2点目。再生可能エネルギー（太陽光・風力）は不安定であり、ただ（無料）で電気はできない。現実的には不可能である。

3点目。今後は蓄電が必要である。

4点目。ダムのかさ上げをすれば、水力発電の出力がふえる。

5点目。これからもベースロード電源である原子力は必要とされる、などの発言や意見がございました。

以上のほか、多くの発言がございましたけれども、原発再稼働の議論を含む我が国のエネルギーの安定供給を初め、福島原発事故による被災地復興に向けた有意義な意見交換となりました。

第3分科会に御出席をいただき、活発な御意見をいただきました皆様方に厚く御礼を申し上げます。

以上で、第3分科会の報告を終わります。

ありがとうございました。



第4分科会

「テーマ 核燃料サイクルと放射性廃棄物の中間貯蔵・最終処分」



第4分科会 座長

刈羽村議会 横田 信子 議長

六ヶ所村議会 橋本 隆春 議長

コーディネーター 諸葛 宗男 氏

青森県六ヶ所村議会議長の橋本でございます。

第4分科会は、新潟県刈羽村議会の横田信子議長と座長を務めさせていただきましたが、代表いたしまして、私のほうから御報告させていただきます。

第4分科会では「核燃料サイクルと放射性廃棄物の中間貯蔵・最終処分」をメインテーマに意見交換を行いました。

それでは早速ですが、参加者の皆様方の御意見を項目ごとに御報告させていただきます。

サブテーマの1項目目、「核燃料サイクルとプルサーマル」については、国の使用済燃料サイクルの将来の具体的方針が見えない。ビジョンを示してもらいたい。

もんじゅの扱いについては、軽々に結論を出すべきでない。

核燃料サイクル事業を推進するなら、高速炉開発は進めるべきである。

もんじゅの停止と廃炉検討が、フランスとの高速炉共同研究に影響が出ていると報道されているが、再稼動への道はないのか。

原子力政策をつかさどる国には策がない。責任をとりたがらない体質では、技術の革新は生まれてこない。高速炉開発にしても、フランスとの共同ではなく、日本独自の開発をすべきである。

原子力規制庁は、審査対象に文句や注文をつけるのみで、適切な助言がないという意見があった。

これに対し、原子力災害により被災した町を見て、5年たっても復興とはほど遠い。これからは、少し我慢しながら原子力政策を語るべきであり、補償費用を電気料金に上乗せ負担させるのは理屈に合わない。

福島の教訓は再稼動ではないはず。再稼動、再稼動の大合唱では健全性がない。世界に冠たる新規制基準は、第2の福島を出さないため、非常による審査体制である、などの意見がありました。

2項目目の「使用済み核燃料の処理」については、貯蔵プールが満杯に近いので、何らかの対処を国に示してもらいたい。

使用済燃料がプールに保管されている状態は怖く、乾式貯蔵にしてもらいたい。

国内の使用済燃料は毎年ふえ続けることから、使用済燃料に含まれるレアメタルを回収する研究を進めてほしい。同時に、無害化までの期間短縮技術の開発も必要である。

再処理用の莫大な積立金の一部を資源再回収技術へ向けてはどうか。

リサイクル技術の研究開発はNUMOの地下埋設事業と並行して進めることで、最終処分の選択肢が広がるのではないか、などの意見がありました。

3項目目の「放射性廃棄物の中間貯蔵・最終処分」についてであります、まず、放射性廃棄物

の中間貯蔵について、核のごみの受け入れだけは嫌だと思っていたが、海外の最終処分施設の見学をして、放射性廃棄物の排出者責任を感じる。発電所立地地域で処分するべきではないかと考える。

自前処分の考えは立派であるが、立地自治体以外の県民の反応はどうなのか。

最終処分の候補地は、今ままでは見つからないだろう。現在、廃炉が数基存在するが、どこで処分するのだろうか。国はスピード感を持って対処すべきである。

最終処分施設について、国民に積極的な情報提供を行うべきである。

原子力発電所を稼動させる上で、最終処分問題は重要であり、科学的有望地は早く公表してもらいたい、などの意見がありました。

その他の意見として、2018年、日米原子力協定の失効後の予想をどのように考えているのか。再処理事業への立地自治体の声が低い。もっと声を大にして国に対し届けるべきである。

国のオブザーバーから、それぞれの問題について、どのような状況にあるか、情報提供を求める声がありました。

以上のほか、多くの発言がございましたが、活発な意見の交換ができました。また、本会はコーディネーターの役割が遺憾なく發揮され、議論の整理が円滑に行われ、所期の目的が十二分に達せられたことは、まことに有意義でございました。

今後も、使用済燃料の取り扱いや、最終処分の大きな課題を解決するべき糧となりますことを期待申し上げます。

最後に、第4分科会にたくさんの方々から出席をいただき、貴重な御意見を賜りましたことに厚く御礼を申し上げまして、第4分科会からの報告とさせていただきます。ありがとうございました。



第5分科会

「原子力発電所の廃炉計画と立地自治体の地域振興」



第5分科会 座長

大間町議会 石戸 秀雄 議長

東海村議会 外井 文夫 議長

コーディネーター 石井 政雄 氏

第5分科会は、「原子力発電所の廃炉計画と立地自治体の地域振興」をメインテーマに意見交換を行いました。

座長は、私、大間町議会議長 石戸秀雄と、東海村議会議長 外井文夫さんと務めさせていただきました。

4つに分けてまとめさせていただきましたので、発表させていただきます。

1つ目は、電源立地地域対策交付金の算定見直しと新たな交付金制度については、地域づくりや地域のイメージに、よくも悪くも原子力関連施設が受け皿になっている現状が見られた。また、今後の電源立地地域対策交付金の運用については、使途の自由度を高め、維持していく必要がある。

2つ目は、原子力関連施設の廃炉については、国のエネルギー政策が不透明な状況であり、税制度を含む法整備が必要である。その場しのぎではなく、本格的な制度設計を国は考えていかなければならぬ。

3つ目は、原子力関連施設等誘致の経済効果については、直接的・間接的にも一時的な効果はあったと考えられる。また、これまでの原子力立地地域として過ごしてきた時間の効用・功罪を、定性・定量的に評価した上で、廃炉についてどのように向き合うか考えるとともに、「地域の宝」をもう一度見つめ直し、磨いていくことが重要である。また国は、それに見合った支援措置をすべきである。

4つ目は、その他、国のオブザーバーからは、「交付金の重要性を再認識した。今後、強く訴えていく」との話がありました。

以上のような発言や要望があった中で、本分科会では、交付金制度、廃炉並びに経済効果について意見の一致を見ることができましたので、国や関係機関等に対応を求ることを確認いたしました。

以上で第5分科会の報告を終わります。

どうもありがとうございました。



分科会に出席しての国からのコメント



復興庁原子力災害復興班 参事官補佐 大神 広記

復興庁原子力災害復興班の参事官補佐をしております大神と申します。

昨日は、第1分科会のほうに参加させていただきまして、皆様の活発な御議論について拝聴させていただきました。

ふだんいろいろ、復興の現状ということについては、こちらとしても避難生活、一刻も早く解除ができるように、皆様の生活環境を整えるとか、教育、雇用の問題はよく認識しているつもりなのですけれども、やはり生の声を聞くと、いろいろ気づかされる面がたくさんあったと思っております。

特に、避難した方でも、医者にかかる方が大分ふえているとか、子供のいじめがあるとか、そういうものは、身につまされるようなことを感じました。

また、雇用の問題等につきましても、いろいろ若い世代の方が働く場を何とかしていくことが急務だというような御意見もいただきまして、我々のほうとしても、いろいろと施策を打っているところですけれども、またそうした生の御意見をいろいろと聞かせていただいたことを踏まえて、施策に取り組んでまいりたいと思っております。

あと、特に雇用の問題に関して、こちらのほうで昨日、パンフレットを入れさせていただきまして、これは要するに、福島県とか、そういうところじゃなくて、復興庁としても前面に立って、ちゃんと福島の、特に農業とかを復興させていかなければいけないということで、福島の食のファンクラブというものを復興庁の事業として今年度、行っております。

福島の農業を復活させるために、ぜひ皆様も福島ファンクラブに入っていただきたいと思っております。

復興庁からは以上です。

分科会に出席しての国からのコメント



経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部
原子力立地・核燃料サイクル産業課 課長 覚道 崇文

ただいま御紹介いただきました、資源エネルギー庁の原子力立地・核燃料サイクル産業課長の覚道でございます。

原発の立地地域の皆様におかれましては、日ごろから、国のエネルギー・原子力政策に多大なる御理解、御協力をいただきまして、ありがとうございます。

この場をおかりいたしまして、まず御礼申し上げたいと思います。

また、このサミットでは、先ほど各座長の皆様からお話をございましたように、昨日の午後、大変有意義かつ活発な御議論があったと承知いたしております。

国に対しても、いろいろな御意見、御要望、御指導をいただきまして、まことにありがとうございます。

私のほうから、各分科会での議論につきまして、簡単にコメントを申し上げたいと思います。

まず、第1分科会でございますが、今、復興庁の大神さんからもお話をございました。

昨日は、原発事故からの収束に向けた取り組みや、被災自治体の復興に向けた取り組みについて、国、また、自治体の皆様から現状報告があった上で、除染、賠償、コミュニティの維持、被災地に係るさまざまな課題について、幅広く議論がなされたと承知しております。

また、新規制基準への対応による原発の長期停止や、立地地域と周辺地域での原発に対する理解度の違いといった諸課題についても御提示があったかと認識しております。

国といたしましては、復興関係、先ほど大神補佐のほうからお話をございましたけれども、廃炉、汚染水対策につきましては、中長期ロードマップに基づきまして、国も前面に立って、安全かつ着実に取り組んでまいりたいこととしてございます。

また、生業、生活などにつきましても、きめ細かく御支援をして、一日も早く福島の復興に向けて、関係省庁が一体となって、全力で取り組んでまいりたい所存でございます。

続きまして、第2分科会は、「原発の再稼働と防災体制の確立、安全対策の諸課題」ということでございます。

こちらについても、先ほど座長から御報告がございましたように、原発の再稼働と防災体制の確立、安全対策の諸課題について、大変活発な御議論が行われたと承知しております。例えば、避難道路整備に対する、各省の連携による支援の充実、あるいは、複合災害への対処、地域の実態に即した避難計画の策定といったこと。それから、規制委員会の審査の迅速化、国が前面に立った放射線教育の強化といったことであると認識しております。

国といたしましては、原発の再稼働につきましては、いかなる事情よりも安全性を最優先し、高

い独立性を有する規制委員会が科学的、技術的に審査して、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認めた原発のみ、その判断を尊重して、御地元の理解を得ながら再稼働を進めるという方針でございます。

避難計画につきましては、地域の住民の皆様の安全、安心という観点から、その策定をしっかりと着実に進めていくことが重要でございます。

その上で、国としましても、自治体の皆様と一体となって、積極的に避難計画を具体化していく、あるいは充実化していくということにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、第3分科会は「今後の原子力政策の方向性と次世代エネルギー政策の課題」ということでございます。

こちらでは、先ほどお話をございましたように、原子力発電について、エネルギーの安全保障や、事故が起こることのリスクの両面から、さまざまな議論がなされたと承知しております。

また、原子力技術の保持と継承、高速炉「もんじゅ」のあり方、人材確保の問題も課題として取り上げられたと承知しております。

国としましては、エネルギー政策につきましては、安全性を大前提として、安定供給の確保、電力コストの引き下げ、CO₂排出抑制の3つをしっかりと実現していくということでございます。

再生可能エネルギーにつきましては、今年の5月に改正FIT法を国会でお認めいただいたわけでありますけれども、その適切な執行に加えまして、技術開発や規制改革等の施策を組み合わせまして、国民の皆様の負担をできるだけ抑制しつつ、最大限、導入を進めていくということでございます。

原子力につきましては、安全性向上のための技術開発を進めるなど、各種の政策措置を総合的にバランスよく講じていくことで、責任あるエネルギー政策を進めてまいりたいと考えております。

高速炉についても御指摘がありましたけれども、高速炉開発につきましては、今年の年末に向けて、高速炉開発会議で議論を深めまして、開発の将来像を示していくという方針でございます。

地元の自治体の皆様にも、その内容を丁寧に、真摯に御説明をして、しっかりとコミュニケーションを図ってまいりたいと考えております。

続きまして、第4分科会は、「核燃料サイクルと放射性廃棄物の中間貯蔵・最終処分」といったテーマでございます。

こちらも、「もんじゅ」を含めた核燃料サイクル、あるいは、使用済燃料の中間貯蔵のあり方、高レベル廃棄物の処分地の早期選定の重要性といったことについて幅広く御議論がなされたということでございます。

これらを実現するために、国の具体的な原子力政策の提示、スピード感を持った政策実施の必要性が、先ほど座長のほうからも御指摘いただいたところでございます。

「もんじゅ」については、先ほども申しましたように、高速炉会議で、年末に向けて方針を出していくということで、丁寧に御説明、コミュニケーションを図ってまいりたいということでございます。

また、使用済燃料対策につきましては、その全量再処理が我が国の基本方針でありまして、官民が協力して、貯蔵能力の拡大、六ヶ所の再処理施設の竣工に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

高レベル放射性廃棄物の最終処分問題につきましては、廃棄物が既に存在している中で、我々の世代でしっかりと解決をしていかないといけないという認識のもと、最終処分の実現に向かまして、国民や地域住民の皆様の御理解を得ながら、一步ずつ着実に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、第5分科会、「原子力発電所の廃炉計画と立地自治体の地域振興」でございます。

先ほども御紹介ございましたように、原発の廃炉計画と立地自治体の地域振興については、三法交付金制度の維持、立地自治体の長年の労苦に配慮した柔軟な交付金の運用、廃炉措置に伴う税制の見直しや、長期的な視点に立った廃炉に対する交付金支援の充実といったことが指摘されたと認識しております。

これにつきましては、廃炉の進展など、原発を取り巻く環境変化は立地地域それぞれにいろいろな事情がございます。各地域の実態に即してきめ細かな取り組みが必要であると改めて認識をしてございます。

こうした認識のもと、廃炉地域への交付金や、エネルギーの構造転換のための補助金事業を平成28年度から新たな予算措置として講じたところでございます。今後とも、立地地域の皆様の御意見をよく伺いながら、この点についても丁寧に対応してまいりたいと考えております。

最後になりましたけれども、改めまして、国に対しましても、多数の御意見、御要望等を頂戴いたしました。引き続き、立地地域の皆様の御意見等をしっかりとお伺いしながら、また、御理解を賜りながら、エネルギー・原子力政策を進めてまいりたいと考えております。

私からのコメントは以上とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

分科会に出席しての国からのコメント

原子力規制庁

(代読 割羽村議会 横田 信子議長)

第2分科会においては、「原発の再稼働と原子力防災体制の確立、安全対策の諸課題」をテーマとし、原子力規制庁に対して多くの御意見・御指摘をいただきました。

原子力規制委員会では、これまでに明らかになった東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、国際原子力機関や諸外国の規制基準も確認しながら、世界で最も厳しい水準の基準となるよう、新規制基準策定に取り組んだところです。

他方で、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえれば、新規制基準に適合したとしても、それが絶対に「安全である」ということを意味するものではないと考えております。安全の追求には終わりではなく、継続的な安全向上が重要であり、新規制基準についても不断に見直していく所存です。

